

令和元年 9 月

第 5 回 人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和元年9月第5回人吉市議会（定例会）提出案件

| 議案番号 | 件名 |
|-------|---|
| 議第60号 | 令和元年度 人吉市一般会計補正予算（第3号） |
| 議第61号 | 令和元年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第62号 | 令和元年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議第63号 | 令和元年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議第64号 | 令和元年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議第65号 | 令和元年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第66号 | 令和元年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第67号 | 平成30年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について |
| 議第68号 | 平成30年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について |
| 議第69号 | 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 議第70号 | 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について |
| 議第71号 | 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 議第72号 | 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第73号 | 公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第74号 | 人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第75号 | 人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 議第 7 6 号 人吉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 7 号 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 8 号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 9 号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 0 号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 1 号 人吉市行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 2 号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 3 号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 4 号 人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 5 号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 6 号 人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の制定について
- 議第 8 7 号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 8 号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 9 号 人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 0 号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 1 号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 2 号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 3 号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 4 号 人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議第 95 号 損害の賠償について

議第 96 号 損害の賠償について

議第 97 号 副市長の選任につき同意を求めることについて

議第 98 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議第 6 9 号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議第 7 0 号 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 議第 7 1 号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議第 7 2 号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 3 号 公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 4 号 人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 5 号 人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 6 号 人吉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 7 号 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 8 号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 9 号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 0 号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 1 号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 2 号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 3 号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 4 号 人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 5 号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 6 号 人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の制定について
- 議第 8 7 号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 88 号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 89 号 人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 90 号 人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 91 号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 92 号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 93 号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 94 号 人吉市景観条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 3 日

人吉市長 松岡 隼人

人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 この条例に基づく給与及び費用弁償は、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

2 法第25条第2項の規定により、法律に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支払の際、当該給与から控除できるものは、会計年度任用職員が、市に納入する市税、国民年金保険料及び市営住宅家賃とする。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、人吉市職員の給与に関する条例（昭和26年人吉市条例第15号。以下「給与条例」という。）別表第1に掲げる給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、別表に掲げる等級別基準職務表によるものとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に従い任命

権者が決定する。

- 4 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第5条 給与条例第5条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「毎月21日給料月額的全額を支給」とあるのは、「その月分を翌月の15日に給与的全額を支給」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の日割計算)

第6条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者には、その日から給料を支給し、特別な事情等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 フルタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

- 3 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

- 4 退職、失職又は解職された者が、事務引継又は残務整理のため特に命を受け事務に従事した場合には、その執務日数に応じ、日割計算でなお従前の給料に相当する額を支給することができる。

- 5 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年人吉市条例第 号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項、第5条の規定に基づく週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年人吉市条例第24号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第10条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額する。

2 前項において、フルタイム会計年度任用職員がその月の正規の勤務時間の全時間を勤務しない場合は、当該月の給料は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 給与条例第13条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第12条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第13条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)

第14条 第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第11条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、

休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第15条の4から第15条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(本市において任用した会計年度任用職員に限る。次項並びに第26条第2項及び第3項において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、期末手当の支給日の属する会計年度前の会計年度(以下「前会計年度」という。)の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第17条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第19条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則に定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外ときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第20条 特殊勤務手当条例第2条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第21条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

3 前2項において、パートタイム会計年度任用職員がその月の正規の勤務時間の全期間を勤務しない場合は、当該月の報酬は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第22条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務の時間 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第23条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第25条 第21条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第26条 給与条例第15条の4から第15条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例15条の4第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平

均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第27条 第22条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員の1週間の勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額
- (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償）

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）及び返納については、給与条例第10条第2項から第8項までの規定の例による。

（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、人吉市職員の旅費に関する条例（昭和28年人吉市条例第24号）の例による。

(退職手当)

第30条 退職手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 第15条及び第26条の規定により準用する給与条例第15条の4の規定の適用について、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の50」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の90」とする。

別表(第4条関係)

等級別基準職務表

| 級 | 職務 |
|----|--|
| 1 | 定型的な業務を行う職の職務 |
| 2 | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務 |
| 備考 | この表に掲げる職以外の職で、この表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に格付けされるものとする。 |

(提案理由)

会計年度任用職員制度が実施されるのに伴い、条例を制定するものである。

人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 フルタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、2日以上を週休日を設けることができる。

2 任命権者は、フルタイム会計年度任用職員については、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合は、規則の定めるところにより、同条第2項の規定により勤務時間が割り振られ

た日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年人吉市条例第1号。以下「勤務条例」という。）第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める継続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条 勤務条例第8条の3の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

（休日）

第9条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる日においては、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

2 パートタイム会計年度任用職員で、規則で定める施設管理を行う職にあるものについては、前項第1号の規定は適用しない。

3 パートタイム会計年度任用職員で、規則で定める夜間業務を行う職にあるものについては、第1項の規定は適用しない。

（休日の代休日）

第10条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年

始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外のフルタイム会計年度任用職員 20日（パートタイム会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
- (2) 当該年度の中途において新たに会計年度任用職員となるもの その年度の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、任期満了後再度の任用が行われたときは、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第13条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。この場合において、その期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 公務上の負傷又は疾病のため療養をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる最小限度

の期間

(2) 私傷病により療養を必要と認める場合 1の年度において10日以内

2 病気休暇については、その勤務しない1時間につき、フルタイム会計年度任用職員については、人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第16条、パートタイム会計年度任用職員については、会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額又は報酬額を減額する。

（病気休暇を承認することができる職員）

第14条 任命権者は、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続して勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。）について病気休暇を承認するものとする。

（特別休暇）

第15条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、会計年度任用職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするために、任命権者が、規則の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、その勤務しない1時間につき、フルタイム会計年度任用職員については、会計年度任用職員給与条例第16条、パートタイム会計年度任用職員については、会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額又は報酬額を減額する。

（介護休暇を承認することができる職員）

第17条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。

- (1) 在職期間が1年以上である会計年度任用職員
- (2) 介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員
- (3) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員であって、1年間の勤務日が121日以上であるもの
(介護時間)

第18条 介護時間は、会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、在職する期間内（会計年度任用職員として介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）（次項において「基準時間」という。）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、その勤務しない1時間につき、フルタイム会計年度任用職員については会計年度任用職員給与条例第16条、パートタイム会計年度任用については会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額又は報酬額を減額する。

（介護時間を承認することができる職員）

第19条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合は介護時間を承認するものとする。

- (1) 在職期間が1年以上である会計年度任用職員
- (2) 勤務時間が6時間15分以上の日がある会計年度任用職員
- (3) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で、1年間の勤務日が121日以上であるもの

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

第20条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

会計年度任用職員制度が実施されるのに伴い、条例を制定するものである。

議第71号

人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定により、特別職の職員で非常勤のもの（同法第203条の2第1項の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）をいう。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬の支給）

第2条 市は、特別職の職員に対し、報酬を支給する。ただし、一般職の職員が特別職の職員の職を兼ねる場合においては、正規の勤務時間については、当該職員に対し報酬を支給しない。

2 報酬の額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第3条第3項第1号及び第2号に規定する職 別表第1に規定する額

(2) 法第3条第3項第3号に規定する職 別表第2に規定する額

(3) 法第3条第3項第3号の2に規定する職 別表第3に規定する額

（報酬額の調整）

第3条 月額報酬を受ける特別職の職員が月の中途において就任し、又は退任した場合においては、その当月分の報酬を支給する。

2 年額報酬を受ける特別職の職員が年度中途において就任し、又は退任した場合においては、年額報酬に12分の1を乗じた額にその年度中の在任月数を乗じて得た額の報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合においても、重複して報酬を支給しない。

（費用弁償の支給）

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第4のとおりとする。

3 特別職の職員が、任命権者又は会議招集権者の招集通知に応じて、会

議等に出席するため旅行(市内及び球磨郡内における旅行をいう。以下この項において同じ。)したときは、その旅行について、前項の規定にかかわらず、費用弁償として日額1,700円を支給する。

- 4 任命権者に勤務公署を指定され、自宅から勤務公署までの通勤を要する特別職の職員には、前3項の規定にかかわらず費用弁償を支給することができる。
- 5 前項の規定により支給する費用弁償の額及び範囲は、市長が別に定める。

(支給方法等)

第5条 この条例に定めるものを除くほか、特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給については一般職の職員の給料及び旅費の支給の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(人吉市社会教育委員条例の一部改正)
- 2 人吉市社会教育委員条例(昭和25年人吉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条中「人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年人吉市条例第18号)」を「人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年人吉市条例第 号)」に改める。

別表第1(第2条関係)

| 職の区分 | | 支給区分 | 報酬額 |
|-----------------|---------|------|-----------------------------------|
| 教育委員会委員 | | 月額 | 43,000円 |
| 議員の中から選任された監査委員 | | 月額 | 33,000円 |
| 農業委員会 | 会長 | 月額 | 基本給 27,800円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額 |
| | 会長職務代理者 | 月額 | 基本給 26,100円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額 |
| | 委員 | 月額 | 基本給 25,000円 |

| | | | |
|----------------------|---------------------|----|-----------------------------------|
| | | | 能率給 予算の範囲内で市長が定める額 |
| | 農地利用 最適化推 進委員 | 月額 | 基本給 25,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額 |
| 固定資産評価審査委員会 | 委員長 | 年額 | 51,400円 |
| | 委員 | 年額 | 44,200円 |
| 公平委員会 | 委員長 | 年額 | 66,800円 |
| | 委員 | 年額 | 51,400円 |
| 特別職報酬等審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 情報公開等審査会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 行政不服審査会 | 会長 | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 |
| | 委員 | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 |
| いじめ調査委員会 | 委員長 | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 |
| | 委員及び 臨時委員 | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 |
| 行財政経営検討委員会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 補助金審査委員会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 人吉市民まちづくり 応援事業審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 男女共同参画推進審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 空き家等対策協議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 入札監視委員会 | 委員長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| カルチャーパレス利 用促進委員会 | 委員長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 防災会議委員 | | 日額 | 5,500円 |

| | | | |
|---------------------------|--------|----|----------------|
| 水防協議会委員 | | 日額 | 5,500円 |
| 国民保護協議会委員 | | 日額 | 5,500円 |
| 国民保護協議会幹事 | | 日額 | 5,500円 |
| 交通安全対策会議委員 | | 日額 | 5,500円 |
| 地域公共交通会議委員 | | 日額 | 5,500円 |
| 犯罪を許さないまちづくり推進協議会委員 | | 日額 | 5,500円 |
| 消防委員会委員 | | 年額 | 18,300円 |
| 庁舎等移転建設審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 総合計画策定審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 健康で笑顔あふれる市民栄誉賞候補者選考委員 | | 日額 | 5,500円 |
| 消費者教育推進地域協議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 環境審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 審議員 | 日額 | 5,500円 |
| 人吉市環境審議会条例第5条に規定する特別委員会委員 | | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 |
| 放置自動車廃棄物判定委員会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 国民健康保険運営協議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 民生委員推薦会 | 委員長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 障害支援区分認定審査会 | 医師 | 日額 | 18,100円 |
| | その他の委員 | 日額 | 14,800円 |

| | | | |
|--------------------|--------|----|----------------|
| 障害者計画及び障害福祉計画策定委員会 | 委員長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 地域福祉計画推進委員会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 子ども・子育て会議 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 介護保険事業計画等策定・運営委員会 | 委員長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 地域包括支援センター運営協議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 介護認定審査会 | 医師 | 日額 | 18,100円 |
| | その他の委員 | 日額 | 14,800円 |
| 人吉市養護老人ホーム入所判定会議 | 医師 | 日額 | 10,000円 |
| | その他の委員 | 日額 | 6,000円 |
| 健康と笑顔のまちづくり推進委員会 | 委員長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 予防接種健康被害調査委員会 | 委員長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| | 専門委員 | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 |
| 予防接種事故対策協議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 農業振興地域整備促進等審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 人・農地プラン検討委員会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 子牛保留奨励金交付選考委員会委員 | | 日額 | 5,500円 |
| 石野公園事業審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 林業構造改善事業等協議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |

| | | | |
|------------------------|----|----|----------------|
| 川辺川総合土地改良 事業推進協議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 都市計画審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 景観審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 水道事業運営審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 下水道事業運営審議 会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 奨学生選考委員会委員 | | 日額 | 5,500円 |
| 教育支援委員会委員 | | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 |
| いじめ問題対策連絡 協議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 学校運営協議会 | 会長 | 年額 | 16,000円 |
| | 委員 | 年額 | 15,000円 |
| 学校給食食物アレルギー対応委 員会委員 | | 日額 | 5,500円 |
| 体育施設事故防止対 策審議会 | 会長 | 日額 | 6,000円 |
| | 委員 | 日額 | 5,500円 |
| 社会教育委員 | | 年額 | 21,800円 |
| スポーツ推進委員 | | 年額 | 28,200円 |
| 文化財保護委員会委員 | | 年額 | 21,900円 |
| 指定文化財等保存活用専門会 議委員 | | 日額 | 11,000円 |
| その他の特別職の職員 | | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 |

別表第2(第2条関係)

| 職の区分 | 支給 区分 | 報酬額 |
|-------------|----------|----------|
| 福祉事務所嘱託医 | 年額 | 604,600円 |
| 児童扶養手当障害認定医 | 日額 | 10,000円 |
| 乳幼児健康診査嘱託医 | 日額 | 23,500円 |

| | | |
|----------------------|----|----------------|
| 乳幼児歯科健康診査嘱託医 | 日額 | 23,500円 |
| 乳幼児歯科健康診査及びフッ化物塗布嘱託医 | 日額 | 43,500円 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | 隊長 | 年額 24,000円 |
| | 隊員 | 年額 18,000円 |
| 学校医 | 年額 | 224,000円 |
| 学校歯科医 | 年額 | 224,000円 |
| 学校薬剤師 | 年額 | 57,400円 |
| 学校教育専門指導員 | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 |
| その他の特別職の職員 | | |

別表第3(第2条関係)

| 職の区分 | | 支給区分 | 報酬額 |
|----------------------|-----|----------------|----------|
| 選挙管理委員会 | 委員長 | 年額 | 182,000円 |
| | 委員 | 年額 | 151,900円 |
| 選挙長 | 日額 | 予算の範囲内で市長が定める額 | |
| 投票所の投票管理者 | | | |
| 期日前投票所の投票管理者 | | | |
| 開票管理者 | | | |
| 選挙立会人 | | | |
| 投票所の投票立会人 | | | |
| 期日前投票所の投票立会人 | | | |
| 指定病院等における不在者投票の外部立会人 | | | |
| 開票立会人 | | | |
| 投票箱送致立会人 | | | |

別表第4(第4条関係)

| 区分 | 車賃 (1キロメートルにつき) | 日当 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) | 食卓料 (1夜につき) |
|---------------------------------|--------------------|---------------|----------------|----------------|
| 別表第1及び別表第2の特別職 東京都特別区 大阪市 | 37円 | 3,300円 | 16,500円 | 3,300円 |

| | | | | | |
|-----------------------|----------------|-----|--------|---------|--------|
| の職員(下欄に該当する者を除く。) | その他の地域 | 37円 | 3,000円 | 14,900円 | 3,000円 |
| 別表第3の特別職の職員 | 東京都特別区 大阪市 | 37円 | 2,600円 | 13,100円 | 2,600円 |
| | その他の地域 | 37円 | 2,200円 | 11,800円 | 2,200円 |
| 別表第1及び別表第2のその他の特別職の職員 | 予算の範囲内で市長が定める額 | | | | |

(提案理由)

会計年度任用職員制度が実施されるのに伴い、条例の全部を改正するものである。

議第72号

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和26年人吉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）

の制定に伴い地方公務員法の一部が改正されたため、条例の一部を改正するものである。

議第73号

公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例（平成19年人吉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第74号

人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年人吉市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第75号

人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年人吉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第76号

人吉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する
条例

人吉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年人吉市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5項」を「第4項」に改める。

第3条を次のように改める。

（減給の効果）

第3条 減給の期間は、1日以上6月以下の期間とし、給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 77 号

人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年人吉市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 項及び」を「第 5 項、」に改め、「第 11 条」の次に「及び人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 号）第 9 条」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第78号

人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第79号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の給与に関する条例（昭和26年人吉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」を「第5項」に改める。

第1条の2第2項第1号中「、市営住宅使用料及び水道使用料」を「及び市営住宅家賃」に改める。

第12条中「第8条の3」を「第8条の4」に改める。

第21条（見出しを含む。）中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第80号

人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第9条第2項中「職員の退職手当に関する条例」を「同条例」に改め、同条に次の1項を加える。

3 育児休業をした職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、同条例第2条に掲げる職員に含まれないことから、本条における規定の対象とはならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 8 1 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 2 の項を次のように改める。

| | |
|--------|--|
| 3 2 削除 | |
|--------|--|

別表第 3 の 7 の項を次のように改める。

| | | | |
|------|--|--|--|
| 7 削除 | | | |
|------|--|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

人吉市における幼稚園就園奨励費に関する事務が廃止となるため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 2 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 4 2 副市長の給料月額、令和元年 1 0 月 8 日から令和 5 年 4 月 3 0 日（同日までの間において退職したときは当該退職の日）までの間、別表第 1 の規定にかかわらず、同表の額から、当該額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額を減じた額とする。
- 4 3 前項の規定の適用を受けている者が退職した場合における人吉市長等の退職手当の支給に関する条例第 3 条に規定する給料月額は、別表第 1 に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 8 日から施行する。

（提案理由）

副市長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 3 号

人吉市消防団条例の一部を改正する条例

人吉市消防団条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 1 3 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 団員が任命権者又は会議招集権者の招集通知に応じて、会議等に出席するため旅行（市内及び球磨郡内における旅行をいう。）したときは、その旅行について、前項の規定にかかわらず、費用弁償として日額 1, 7 0 0 円を支給する。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 1 3 条関係）

| 区 分 | | 車賃 (1キロメ ートルに つき) | 日当 (1日につ き) | 宿泊料 (1夜につ き) | 食卓料 (1夜につ き) |
|-------------|---------------|----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 団長及び副団 長 | 東京都特別区 大阪市 | 37円 | 3, 300円 | 16, 500円 | 3, 300円 |
| | その他の地域 | 37円 | 3, 000円 | 14, 900円 | 3, 000円 |
| その他の団員 | 東京都特別区 大阪市 | 37円 | 2, 600円 | 13, 100円 | 2, 600円 |
| | その他の地域 | 37円 | 2, 200円 | 11, 800円 | 2, 200円 |

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消防団員が職務として旅行をする際の旅費等の支給について規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 4 号

人吉市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例

人吉市立教育研究所設置条例（昭和 3 2 年人吉市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条第 5 号を削る。

第 6 条第 2 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条」に改め、同条第 3 項を削る。

第 7 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条」に改め、同条第 2 項を削る。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

教育研究所に嘱託研究員を置くことがなくなったため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 5 号

人吉市公民館条例の一部を改正する条例

人吉市公民館条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（職員）

第 3 条 中央公民館に中央公民館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 小学校区ごとに設置する校区公民館に校区公民館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

3 校区公民館長の業務は、職員に代えて各校区で選任された代表者に委託して実施することができる。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

| 名称 | 位置 |
|----------------|-----------------------|
| 人吉市中央公民館 | 人吉市西間下町 1 1 8 番地 1 |
| 人吉市中原校区公民館 | 人吉市下原田町字荒毛 2 1 3 6 番地 |
| 人吉市大畑校区公民館 | 人吉市大畑町 4 0 7 1 番地 2 |
| 人吉市西瀬校区公民館 | 人吉市下戸越町 1 0 6 3 番地 1 |
| 人吉市東間校区公民館 | 人吉市蟹作町 1 5 3 1 番地 1 |
| 人吉市東校区公民館 | 人吉市城本町 1 0 8 8 番地 |
| 人吉市西校区公民館 | 人吉市城本町 1 0 8 8 番地 |
| 人吉市東間校区公民館大塚分館 | 人吉市東大塚町 2 7 5 2 番地 7 |
| 人吉市西瀬校区公民館鹿目分館 | 人吉市鹿目町 2 5 1 5 番地 |

備考 中央公民館は、当該公民館の事業（法第 2 2 条第 6 号の事業を除く。）のほか、他の公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施するものとする。

別表第 2 施設名の欄中「人吉市中原公民館」を「人吉市中原校区公民館」に、「人吉市大畑公民館」を「人吉市大畑校区公民館」に、「人吉市西瀬公民館」を「人吉市西瀬校区公民館」に、「人吉市東間公民館」を「人吉市東間校区公民館」に、「人吉市東・西公民館」を「人吉市東

校区公民館・人吉市西校区公民館」に、「人吉市東間公民館大塚分館」を「人吉市東間校区公民館大塚分館」に、「人吉市西瀬公民館鹿目分館」を「人吉市西瀬校区公民館鹿目分館」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の実施に伴うもののほか、名称の統一のため条例の一部を改正するものである。

人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例

(設置)

第1条 市内の指定文化財等に関して、その保存管理及び活用等に必要な指導、検討を行うため、人吉市指定文化財等保存活用専門会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議し、これを市に提言する。

- (1) 市内指定文化財等の保存管理及び活用等の計画策定に関すること。
- (2) 市内指定文化財等の保存管理及びそのための整備方針や手法に関すること。
- (3) 市内指定文化財等の活用及びそのための整備方針や手法に関すること。
- (4) 市内指定文化財等の公開活用等に関すること。
- (5) その他市が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、16人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、各種文化財について専門的な識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議の議事は、必要により部会を設けて審議することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会歴史文化課において処理する。

(報酬)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元名人吉市条例第 号）の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

市内の指定文化財等に関して、その保存管理及び活用等に必要な指導、検討を行うための専門会議を設置するため、条例を制定するものである。

議第 88 号

人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を
改正する条例

人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成 28 年
人吉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 消費生活相談員の身分は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261
号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律
第 29 号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 87 号

人吉市印鑑条例の一部を改正する条例

人吉市印鑑条例（昭和 53 年人吉市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第 5 条第 1 項第 2 号中「資格その他氏名」を「資格、その他氏名、旧氏」に改め、同条第 2 項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第 11 条第 1 項第 3 号中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第 12 条第 1 項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

（提案理由）

住民票等への旧氏併記の制度が開始されるのに伴い、旧氏で表した印鑑も登録できるよう条例の一部を改正するものである。

議第 89 号

人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を
改正する条例

人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成 24 年
人吉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「各町内で選ばれた者を衛生員として委嘱すること
ができる」を「各町内に衛生員を置く」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律
第 29 号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第90号

人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年人吉市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第91号

人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例

人吉市子ども・子育て基本条例（平成25年人吉市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「委嘱」を「任用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第92号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年人吉市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないことができる」を「適用しないこととすることができる」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「施行日後」を「施行日以後」に改め、「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第93号

人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年人吉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第4号中「昭和24年法律147号」を「昭和24年法律第147号」に改め、同項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第94号

人吉市景観条例の一部を改正する条例

人吉市景観条例（平成30年人吉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項第4号中「高さ若しくは長さ」を「高さ及び長さ」に改める。

附 則

この条例は、人吉市景観条例（平成30年人吉市条例第34号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

条例の定義規定に錯誤があったため、条例の一部を改正するものである。

損害の賠償について

市は、市公用車の接触事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成31年4月24日午後2時30分頃、契約管財課業務を終えて人吉市カルチャーパレス（仮本庁舎）へ帰庁した市公用車（普通トラック）を、東側駐車場へ駐車し助手席から降車しようとした際に、ドアが大きく開き左隣に駐車していた車両に接触し、相手車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

100,472円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため、当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

令和元年9月3日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

損害の賠償について

市は、市公用車の衝突事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成31年1月10日午後2時30分頃、企画課業務のため人吉市紺屋町を通行中の市公用車が、交差点に直進で進入したところ、左側から直進してきた相手車両（レンタカー）と衝突し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

320,208円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため、当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

令和元年9月3日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。

議第97号

副市長の選任につき同意を求めることについて

人吉市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

松 田 知 良

令和元年9月3日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

（提案理由）

副市長を選任するに当たっては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意が必要である。

議第 98 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

加 賀 邦 保

令和元年9月3日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

（提案理由）

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。

